

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙「みらい」
NO. 4452
24年6月4日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

5月期定例窓口報告 二輪車の4割以上が更改基準経過

おはようございます。

支部は5月28日、長中局と5月期の定例窓口交渉を行いました。

長中局からは新規の期間雇用社員の採用状況や熱中症対策などが説明されました。ユニオンからは車両の更改に関して及びゆうパケット類の受け箱配達状況調査について、期間雇用社員などの早期退職について等の説明を求め、話し合いを行いました。

その中でも、車両の更改については、二輪車の4割以上が更改基準年月を経過していることが説明されたため、今後の更改についてやり取りを行いました。

長中局から

○郵便物などの滞留
4月期は、滞留はなかった

○超勤状況
4月期は30時間越え社員が9名。最高は他の部署に異動となった社員で41時間20分。5月期は27日時点で30時間越え社員が2名いるが協定内では収まる見通し

○採用状況
5月1日深堀センターで1名。6月1日に一集で1名・二集で1名採用予定。他にも外務希望者が2名あり、順次面接を行う予定

○熱中症対策
・冷房期間は昨年同様。本冷房期間が6月14日から10月20日。準冷房期間6月1日から6月13日及び10月21日から10月31日
・責任者は各部の管理者。運用は期間外であっても気温・湿度に応じて柔軟に対応するので相談してほしい

・配備備品・・・ウオーターサーバーを4台レンタルする。1台は3階休憩コーナー前で5月20日配備。他(郵便部・集配部・集荷センター)は6月1日以降順次配備。

また本局には塩飴・タブレットを、集配センターには塩飴と500CCのペットボトルを配備使用する紙コップは普通サイズに変更。尚、麦茶・スポーツドリンクは配備しない



ユニオンから

○車両の更改について
組) 4月の定例窓口の際、今年度更改対象の車両は無いと回答があった。二輪車及び四輪車の更改基準を示すよう求める。
局) 更改基準は車両状態が良好な場合を除き、更改基準は次の通り。
二輪車：平均経年8年以上。四輪車(貨物)：平均経年15年以上。(軽四)平均経年11年以上。

組) 10万キロ以上走行している二輪車、四輪車について、更改基準に基づいた場合の予想更改時期を示すようにも求める
局) 更改時期ということではないが、更改基準を経過している車両は二

輪車が67台(本局48台、集配センター合計19台)。四輪車は13台。2019年度が長中局での最後の更改。
本局では2022年度から25年度にかけて、温室効果ガス排出量削減のため電気自動車配備計画があり、既存のガソリン車との更改により進められる。これには多量のバッテリー置き場確保のための大規模な電源工事が必要であり、支社で調査中である。尚、修理にかかる車両保守費は前年度分に乗せして通知されているので、修理が滞ることはないようにする
*以下、組合とのやり取りについては後日報告します。

○受け箱配達状況調査について

組) 本局が実施したゆうパケット類とレターパックライトの受け箱配達状況調査について、同様の調査を長崎中央局も独自で行い、受け箱配達商品が現実には対面配達となり、会社が想定している以上に配達時間がかかっている現状を把握する



ように求める
局) 後日回答する

○早期退職について
組) 昨年から期間雇用社員の早期退職が続いている状況について、原因など局の考えと、定着に向けての施策を明らかにするように求める
局) 社員の退職については局も深刻な問題と考えている。業務に必要な知識やスキルを実践しながら伝授し、対話によってモチベーションの向上を図る。支社で若年層社員の離職防止に向けた対策を検討しているので活用していく

組) 仕事内容に対してのミスマッチもあるのではないかと考える。採用面接の際に業務内容について動画などを使い丁寧に説明するなど就職後の業務イメージを明確にする必要もあるのではないかと考える
局) 参考意見として承る



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。期間雇用社員の希望を全員の正社員化を。めげず、均等待遇、なくそう差別! ユニオンは労基法裁判に勝利を重ねる。